



長野県報

8月29日(木)
平成25年
(2013年)
第2501号

目次

規則

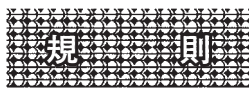
長野県組織規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	1
事務処理規則の一部を改正する規則(行政改革課).....	1

告示

長野県議会定例会の招集(財政課).....	2
公共測量の実施(建設政策課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	2
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	3

公告

特定調達契約に係る一般競争入札の中止(情報統計課情報システム推進室).....	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課).....	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	4
特定調達契約に係る落札者の決定(財産活用課).....	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課).....	4
一般競争入札(農地整備課).....	5
特定調達契約に係る一般競争入札(15件)(道路管理課).....	6
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活環境課).....	22



長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 8月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第45号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の情報公開・私学課の項の次に次のように加える。

県立大学設立準備室	主任施設整備推進員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な県立4年制大学の施設整備に関する専門的事務
	施設整備推進員	県立4年制大学の施設整備に関する専門的事務

附則

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年 8月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第46号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の15の(11)のアの(4)中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に、「第14条第3項」を「第14条第4項」に改め、同(5)を同(1)とし、同(7)を同(7)とし、同(8)中「第35条第3項」を「第35条第5項」に改め、同(8)を同(3)とし、同(9)の前に次の事項を加える。

(1) 第35条第2項の規定による犬及び猫の引き取るべき場所の指定

別表第2の15の(11)のアの(4)中「及び第2項」を削り、「ねこ」を「猫」に、「並びに引き取るべき場所の指定」を「(同条第3項において準用する場合を含む。(2)において同じ。)」に改め、同(4)を同(4)とし、同(4)から(7)までを同(7)から(7)までとし、同(7)中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同(7)を同(7)とし、同(7)の前に次の事項を加える。

(4) 第25条第3項の規定による必要な措置の命令又は勧告
別表第2の15の(11)のアの(7)を同(7)とし、同(7)を同(7)とし、同(7)

の前に次の事項を加える。

- (イ) 第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理
- (ロ) 第24条の3第1項の規定による変更の届出の受理
- (ハ) 第24条の3第2項の規定による変更の届出の受理
別表第2の15の(11)のアの(イ)を同(ロ)とし、同(イ)を同(ハ)とし、同(ロ)を同(ニ)とし、同(ハ)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。
- (ニ) 第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理
- (ホ) 第22条の6第3項の規定による検案書等の提出の命令
別表第2の15の(11)のアの(イ)を同(ロ)とし、同(ロ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ホ)とし、同(ロ)中「受理」の次に「(第24条の4において準用する場合を含む。(イ)、(ロ)及び(ホ)において同じ。)」を加え、同(ロ)を同(イ)とし、同(イ)中「動物取扱業者登録簿」を「第1種動物取扱業者登録簿」に改め、同(イ)を同(ロ)とし、同(ロ)の次に次の事項を加える。
- (ヘ) 第14条第3項の規定による変更の届出の受理
別表第2の15の(11)のイの(イ)中「(イ)から(ロ)までにおいて同じ。」を削り、同(イ)を同(ロ)とし、同(ロ)から(イ)までを同(イ)から(ロ)までとし、同(イ)中「第18条第4項」を「第18条第5項」に、「(ロ)から(イ)」を「(イ)から(ロ)」に改め、同(イ)を同(ロ)とし、同(ロ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ロ)とし、同(ロ)の次に次の事項を加える。
- (ニ) 第10条の6第3項の規定による書類の提出の要求
別表第3の5中「同(11)のアの(イ)、(ロ)から(イ)まで、(イ)、(ロ)及び(イ)、イの(イ)」を「同(11)のアの(イ)、(ロ)から(イ)まで、(イ)から(イ)まで、(イ)、(ロ)及び(イ)、イの(イ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
(保健所長への委任事項の特例)
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)附則第3条第2項又は第8条第1項の規定による届出の受理は、保健所長に権限を委任する事項とする。

行政改革課



長野県告示第453号

平成25年9月19日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部守一

財政課

長野県告示第454号

大町市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年8月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(空中写真撮影、オルソ画像作成、レベル2500数値地形図修正)
- 2 作業期間
平成25年8月8日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域
大町市

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月29日

長野県飯田建設事務所長 山岸勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延長 km
飯田市南信濃八重河内777番の8地先から 飯田市南信濃八重河内1400番の5地先まで	旧	3.4~61.3	0.2350
同 上	新	3.4~61.3	0.2350
		4.0~16.8	0.1100

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第12号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年9月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年8月29日

長野県飯田建設事務所長 山岸勸

- 1 路線名 152号
- 2 供用を開始する区間